

## 社団法人射水青年会議所基金運用規程

### （目的）

第1条 本規程は社団法人射水青年会議所（以下「本会議所」という）の事業遂行を円満ならしめるとともに財政基盤の確立に寄与することを目的とする。

### （源泉）

第2条 本基金の源泉は次のものよりなる。

- （1）入会金
- （2）事業委員会収益金の一部
- （3）寄付金
- （4）その他

### （管理運用）

第3条 本基金は第2条に規定する収入のあった場合に組み入れる。

- 2 前号の基金は定期預金、その他元本保証資産をもって管理運用する。

### （使用）

第4条 本基金の元本の使用は理事会の承認を得て総会の決議を経なければならない。

- 2 本基金の運用収益は理事会の承認を得て使用することができる。

### （決算）

第5条 本基金の決算は理事会の承認を得て総会の決議を経なければならない。

### 附則

本規程は、平成17年1月1日より施行する。